（観光旅客滞在促進事業を定めた産業振興促進計画の認定の申請の際に添付すべき書類）

第六条　（略）

（標識の様式）

第七条　法第十八条第二項の国土交通省令で定める様式は、別記第三号様式とする。

第八条・第九条　（略）

（小笠原諸島内限定旅行業務取扱管理者の証明書の様式）

第十条　法第十八条第四項の規定により小笠原諸島内限定旅行業務取扱管理者を旅行業法第十一条の二第一項に規定する旅行業務取扱管理者とみなして、同法の規定を適用する場合において、旅行業法施行規則第二十七条の七中「第十号様式」とあるのは、「小笠原諸島振興開発特別措置法施行規則別記第四号様式」とする。

（登録簿の登録の訂正等）

第十六条　小笠原村長は、法第十七条第七項において準用する通訳案内士法第二十三条第一項の規定による届出があったとき、又は法第十七条第七項において読み替えて準用する通訳案内士法第二十五条第一項の規定により小笠原諸島特例通訳案内士の登録を抹消したときは、登録簿の当該小笠原諸島特例通訳案内士に関する登録を訂正し、又は消除した旨を登録簿に記載するとともに、それぞれ登録の訂正又は消除の理由及びその年月日を記載するものとする。

（証明書の様式）

第十七条　法第十七条第八項において準用する通訳案内士法第二十九条第三項の証明書は、別記第八号様式による。

（聴聞の方法の特例）

第十八条　小笠原村長は、法第十七条第八項において読み替えて準用する通訳案内士法第三十三条第一項の規定による処分に係る聴聞を行うに当たっては、あらかじめ、聴聞の期日及び場所を公示するものとする。

（団体の届出）

第十九条　法第十七条第九項において読み替えて準用する通訳案内士法第三十五条第一項の団体は、その設立の日から二週間以内に、次に掲げる事項を小笠原村長に届け出なければならない。

一　目的
二　名称
三　設立年月日
四　法人の設立について許可を受けている場合には、その年月日及び主務官庁の名称
五　事務所の所在地
六　役員又は代表者若しくは管理人の氏名及び住所
七　社団である場合には、構成員の氏名（構成員が社団又は財団である場合には、その名称及び役員又は代表者若しくは管理人の氏名）
八　定款若しくは寄附行為又は規約

2　前項の規定により届出をした団体は、前項各号に掲げる事項について変更があったときは、二週間以内に、その旨を書面で小笠原村長に届け出なければならない。

3　第一項の規定により届出をした団体が解散したときは、解散のときの役員又は代表者若しくは管理人は、二週間以内に、その解散事由を小笠原村長に届け出なければならない。

（観光旅客滞在促進事業を定めた産業振興促進計画の認定の申請の際に添付すべき書類）

第二十条　（略）

（標識の様式）

第二十一条　法第十八条第二項の国土交通省令で定める様式は、別記第九号様式とする。

第二十二条・第二十三条　（略）

（小笠原諸島内限定旅行業務取扱管理者の証明書の様式）

第二十四条　法第十八条第四項の規定により小笠原諸島内限定旅行業務取扱管理者を旅行業法第十一条の二第一項に規定する旅行業務取扱管理者とみなして、同法の規定を適用する場合において、旅行業法施行規則第二十七条の七中「第十号様式」とあるのは、「小笠原諸島振興開発特別措置法施行規則別記第十号様式」とする。